

第23期第30回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和元年10月7日(月曜日) 13:30～14:25

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松本勝美
第9番	矢野重明	第19番	山口三七夫
第10番	藤田幸隆		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第8番	宇野賀津美
第2番	岡田充	第9番	田坂健次
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第5番	高橋繁	第15番	久枝啓一

(3) 欠席委員 5人

推進委員	第6番	井下八郎
推進委員	第7番	高橋眞次
推進委員	第10番	眞鍋哲哉
推進委員	第13番	飯尾象司
推進委員	第14番	西原實

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤 田 和 則	事務局 次長	近 藤 明 美
農地係 長	田 中 賢 禪	農政係 長	谷 口 恭 子
主 任	井 上 貴 清	主 事	池 田 有 里
臨時職員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農地パトロールの結果について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員19人・推進委員10人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。安定した天候が続いていましたが、今晚あたりから下り坂になると言われております。今、一番心配するのが台風19号が発生し、こちらに向かってくるのではないかと、2、3日後には方向がはっきり決まってくるのではないかと思います。また、お祭り前で何かとお忙しい中、非常に危惧されていると思いますが、もし台風の被害があるようなことになってもお互いに地域を守るということで色々取り組んでいただけたらと思います。

それでは、ただいまから第30回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第3号までとなっております。

農政関係は、「農地パトロールの結果」についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において横井 直次委員と藤田 健

太郎委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号は意見事項となっております。加えまして報告事項1件、参考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田2筆、畑4筆、合計面積4,806平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、111番(1-1)さんから114番の(1-4)さんの4件でございます。

内訳といたしましては、期間、11カ月20日間は1件、3年間は1件、3年6カ月間は2件。利用権の種類は、すべて使用貸借で、新規設定3件、再設定1件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、及び、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、111番から114番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決

定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第17番及び第18番の2件でございます。

4ページをお開きください。

第17番は、萩生字河ノ北、田、1筆、面積1,117平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は現在、9反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、保有農地に隣接する申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは稲作を予定しております。

第18番は、下泉町一丁目、田、5筆、面積4,433平方メートル、譲受人は市内在住の(2-2)さんです。

譲受人は現在、8反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、自宅に近い農地である申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは稲作を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、第17番及び第18番のいずれについても、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がなく、農業委員会が定める別段の面積も超えております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第17番については1ページ目、第18番については2

ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、17番については、地元委員であります、合田 有良委員から、18番については、近藤 美喜男委員から報告をいただきます。まず、合田委員をお願いします。

合田委員

それでは、17番の(2-1)さんが譲受人になっている農地なのですが、場所はハートランド三恵の南側に面した土地になります。この辺一带はほとんど耕作放棄地という地域になっており、幸いに農地として譲り受けたいと(2-1)さんがおっしゃってくださって一安心しております。この中には太陽光パネルも設置されている場所で、農地がだんだん減っていつている地域であります。(2-1)さんの祖父が主体的に農業の管理をやっており、それをサポートするというような形で関わるのではないかとこのように思いますが、いずれにしても農地が維持されるということについては我々地域は喜んでいるというところであります。9反ほど持っているということですが、祖父の名義、父親の名義、本人名義ということで、家族でそれだけの規模の耕作をされていると、全く問題は無いというように考えております。ご審議の程よろしくをお願いします。

藤田会長

近藤委員

ありがとうございました。次に、近藤委員をお願いします。

18番について説明いたします。今回ここで買い増しをするところについては、今現在も耕作しております。私の知っている範囲では祖父の代からずっと地上権の方を持っていたと思うのですが、その時代から耕作しており、今回この話が出て聞くとこのところによると上地、下地とも(2-3)さんの土地であったと分かりました。(2-2)さんはずっと耕作しており、今回購入するところの2反半以外のところはお米を作りなおかつ野菜を作るということで、以前より下泉辺りでは代表的な農家であります。あと、機械の方も次々と更新

されており、お母様の弟さんも農繁期にはお手伝いに来ているという状況で人手的にも問題なく、遊ばしている所は無いと非常に模範的な専業農家の状態ですね。今回これを購入するにあたって、購入しないとここに太陽光発電を設置されるというのもあったみたいで、一括購入をされたようです。今現在も熱心に米、野菜等を作っており今後も十分に耕作していってくださると思っております。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。以上、議案第2号17番及び18番について質疑に入ります。御意見、御質問はございますか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

田中農地係長

議案第3号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、21件です。

6ページをお開きください。

154番、郷一丁目、田1筆、譲受人は、(3-1)さん。内容は、自己住宅 89.43平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

155番、本郷一丁目、畑1筆、譲受人は、(3-2)さん。内容は、露天資材置場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

156番、沢津町二丁目、田2筆、譲受人は、(3-3)さん。内容は、建売住宅(3戸)165.18平方メートル、

一体利用地として、宅地189.55平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

7ページをご覧ください。

157番、多喜浜二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-4)さん。内容は、貸し露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

158番、神郷二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-5)さん外1名。内容は、自己住宅99.78平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

159番、土橋一丁目、畑4筆、譲受人は、(3-6)さん。内容は、自己住宅94.40平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

8ページをお開きください。

160番、宇高町四丁目、田1筆、譲受人は、(3-7)さん。内容は、露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

161番、庄内町五丁目、畑2筆、譲受人は、(3-8)さん。内容は、自己住宅84.46平方メートル、一体利用地として、公衆用道路1.26平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

162番、郷四丁目、田1筆、譲受人は、(3-9)さん。内容は、宅地拡張、一体利用地として、宅地239.97平方メートルおよび農道(廃止予定)1.21平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

9ページをご覧ください。

163番、大生院字喜来、畑2筆、譲受人は、(3-10)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地

である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

164番、萩生 宇治良丸、畑1筆、譲受人は、(3-11)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

165番、萩生 宇治良丸、畑1筆、譲受人は、(3-12)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

10ページをお開きください。

166番、萩生 宇治良丸、畑3筆、譲受人は、(3-13)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

167番、松原町、畑1筆、譲受人は、(3-14)さん。内容は、宅地分譲(3区画)、一体利用地として、宅地544.99平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

168番、郷三丁目、畑4筆、譲受人は、(3-15)さん。内容は、デイサービスセンター248.00平方メートル、一体利用地として、宅地4,460.80平方メートルおよび田(同時申請地)1,384.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、賃借権で期間は20年です。

11ページをご覧ください。

169番、郷三丁目、畑4筆、譲受人は、(3-16)さん。内容は、進入路、一体利用地として、宅地4,460.80平方メートルおよび田(同時申請地)1,815.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

170番、郷三丁目、畑1筆、譲受人は、(3-17)さ

ん。内容は、露天駐車場、一体利用地として、宅地4, 460. 80平方メートルおよび田（同時申請地）1, 955. 00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

171番、瀬戸町、畑1筆、譲受人は、（3-18）さん。内容は、貸し駐車場・賃貸共同住宅（1棟）152. 76平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

172番、外山町、田2筆、譲受人は、（3-19）さん。内容は、自己住宅82. 81平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

173番、外山町、田2筆、譲受人は、（3-20）さん。内容は、自己住宅62. 10平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

174番、外山町、田2筆、譲受人は、（3-21）さん。内容は、自己住宅64. 59平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、154番から174番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

藤田会長

ありがとうございました。以上、154番から174番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

13ページをご覧ください。

報告事項「農地所有適格法人の平成30年度事業報告について」です。事務局から報告をお願いします。

井上主任

農地法第6条第1項に基づき農地所有適格法人報告書が提出されたのでご報告いたします。

1番、(4-1)から提出された平成30年度事業報告の内容について説明させていただきます。

法人形態要件については、変更等なく株式会社であり、かつ株式譲渡制限のある非公開会社であり、要件を満たしております。

事業要件については、平成30年度におきましても売上高の全額が農業関係の売上であることを決算報告書により確認しております。

構成員要件につきましては、新規に株式が発行されており、農地法で定める農業関係者に該当しない(4-2)が株式を取得しており、他の構成員は農作業従事者である(4-1)氏のみで農業関係者の議決権が過半に満たないため、構成員要件を欠いております。

役員要件につきましては代表取締役1名のみで常時、農業及び農作業に従事しており、他に使用人として農作業従事者が2名いることから、こちらは問題ございません。

以上により、今回の報告を農地法で定める農地所有適格法人の要件について、構成員要件を欠いているため、これを是正するよう勧告したいと思います。

藤田会長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告のあったとおり、勧告することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、(4-1)に是正勧告を

行います。

14ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時00分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「農地パトロールの結果について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

谷口係長

委員の皆様には、7月から8月の大変暑い中、またお忙しい中、農地の調査を行っていただき、誠にありがとうございました。

お配りしております農業委員会農政関係資料をご覧ください。上の表は昨年の調査、下の表は今年度の調査で、それぞれ遊休農地の面積、農地面積全体と農地面積に占める遊休農地の割合を表にしたものです。

遊休農地の面積は、営農再開や保全管理のないものの合計で、地図で言いますと緑色で着色した部分になります。

下段の表の令和元年度の調査結果をご覧ください。新居浜市の農地面積は1千374万8千873.19平方メートル、そのうち遊休農地面積は72万6千462.55平方メートルで、農地面積に占める割合は約5.28パーセントでございます。

平成30年度と令和元年度を比較してみますと、遊休農地は減少しており全体で、42件、3万6千71.65平方メートル減少し、農地面積に占める遊休農地の割合としては、

約5.48パーセントから約5.28パーセントと約0.2パーセント減少しています。

今回の調査により、昨年同様、遊休農地判断された所有者、耕作者の方に、意向調査を実施したいと思っております。今年の意向調査は、昨年意向調査の返事がなく今年も遊休農地と判断された農地、新規に遊休農地と判断された農地、昨年は、遊休農地ではなかったが、今年は遊休農地と判断された農地の所有者、耕作者に実施したいと思っております。

委員さんにお配りしております農地パトロールの結果のリストと住宅地図をご覧ください。リストには、上段に所有者、下段に小作人の氏名、遊休農地の地番、地目、面積等を記入しております。右の方のR元解消分類が今年度の結果で、空欄が遊休農地と判断された農地、アが営農再開、ウが保全管理です。住宅地図をご覧ください。今回の調査で遊休農地と判定した箇所等を色塗りした地図です。色につきましては、緑色が遊休農地、ピンク色が区分ア（営農再開）、青色が区分ウ（保全管理）です。リストにある地番を元に地図を見ていただいて、その場所を遊休農地と判定することに間違いはないかどうか確認をお願いします。意向調査は、年内に発送し、その後みなさんに結果報告を行いたいと考えております。現在、地図に緑色がついている箇所で、今後、11月中くらいまでに解消が見られたところについては、意向調査を送りませんので、そういうところがありましたら個別に御連絡をお願いします。

また、地図に赤で囲み×をつけているのが、遊休農地予備軍になります。今年は、様子を見るということでつけています。また、今後注視していただいて、委員さんと共に今後どのように対応するか協議していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

以上で説明を終了します。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

今、説明の中にもありましたように皆様にはご足労を
していただいたり、また、地域の方々にお声がけをして
いただきまして耕作放棄地が以前より少なくなっている
というようなことをごさいます。1筆でも保全管理は当然
ですけど耕作に繋がっていただけたらありがたいので
すが、中々保全管理もできていないところが多かっ
たのですが、少しでも減ってきているのは、皆様方
が色々熱心に取り組んでくださった活動の一つか
と思います。それと、事務局の方で意向調査を出
したりと行うのですが、いくら色々なことを連絡
しても全く改善されないといわれる方もいると
思いますが、そういう方々に対しても再度お声が
けをしていただいたりというのも必要ではないか
と思います。そういったところもご協力いた
だきたいと思います。

はい、宇野委員。

宇野委員

隣が竹林で畑に竹が侵入して竹林になりかけている所が
2、3筆あるのですが、そういう所は営農再開が
できないと思うのですが、こういう所はどう
いう対策を取った方がいいのでしょうか。

藤田会長

一つは全てが営農をしていただきたいと思う
のですがそれは中々難しい。宇野委員さん
がおっしゃるように、根が張ってしまうと
耕起するのが難しい、そういう農地につ
いては保全管理で耕作放棄地にならない
ように、耕起して営農再開というのは難
しいと思います。農地で営農再開が
できる所と、保全管理でそれを守って
いくという所に分かれると思います。上
が茂らないように所有者の方にお願
いをして管理をしていただくという
ようになると思います。いろいろな
農地で進入路がないとか、水回りが
悪いとか色々な農地があると思
います。全てが営農再開できると
なりませんので、そういった中
でここは保全管理で、こちらは
営農再開というようにすみ分け
をしていかないといけないと思
います。とにかく、1筆でも耕作
放棄地になる所が減っていく
ように、皆様活動をしていただ
きたいと思います。

この間、垣生で山にイノシシが入って行き、以前に大島のようになってはいけないというので地域で取組みを行っていたのですが、声だけで何もやっておらず、この最近になって山から下に降りてきて田の中に入ってきたり、ちょうどそこが住宅地と混住してますので、近くの方に草が生えているので刈ってほしいと、個別に言うといけないので組織の方からお願いをしてもらったのですがなかなか刈ってくれない。こちらの思いとなかなか繋がってくれないのが現状であります。粘り強くお願いをするしかないと思います。所有者の土地の管理ができないというので、値段が安くても太陽光発電の方に土地を処分されることも、分からなくもないのですが、我々農業者になると農地が無くなるというのは国土の保全に繋がりますので、農地を守っていただくように活動をしていただきたいとしか言えないのですがご協力をお願いいたします。他に御意見はございませんか。

はい、小野（春）委員。

小野（春）委員

太陽光発電を設置している場所なのですが、道路の方へ草が生え出てきているんですよ。皆様の地区でもお祭り前になったら自治会等で道路清掃とか分担をしてされていると思うのですが、当自治会も先日清掃をしたのですが、そういった所は行政の方では何もしてくれないんですよ。道路の3分の1くらいまで蔦かづらがはい出て誰が管理をするのか、どういう対応をしたらいいのでしょうか。

藤田会長

農業委員会は農地が担当ですから、こういうように太陽パネルを置くと農地以外に転用されていますので環境部のごみ減量課の方が担当になります。ごみ減量課の方から現地を確認し、所有者の方へ管理をお願いするというようになります。

はい、池田委員。

池田委員

勉強のために教えていただきたいのですが、毎回出てくる太陽光発電の関係で（3－10）の方の国籍とか株式会社

社の出資者の構成なんかはどうなのですか。

池田委員

また、後で結構ですので分かりましたら教えてください。全国的な傾向かと思うのですが、極端に言って国土が他国に侵害されるというか、そういう危惧があるのではないかと、そういう状況を行政はどのように見ているのか、今後、それに対する縛りとかはないのかが気になります。

藤田会長

はい、寺尾委員。

寺尾委員

この間、西条で研修を受けた時に農地転用の項目のあたりに、信用資力や防災対策など3項目あります。今、私達も周辺部に太陽光がきているのですが、今のところ突き返しています。農地転用して、照会をかけなければいけない案件も突き返しています。その、水利関係はどうなっているのか、資力の提出を求めると、向こうもかなり尻込みしていますね。資力まで踏み込んでいったら。

藤田会長

今、池田委員さんが心配されているのは日本の国土を外国の方が所有して、少しくらいならいいのですが、どんどん面積を拡大されていると、国が日本国を守ると、国会でその辺を決めていただいとじゃないと、個人で思うのはこれだけまでは持つてはいいと、これ以上は持てないとか国が法律を決めて国土を守っていかないと、お金がある人がどんどん買いあさって行ったら大変な事になるだろうなと思います。そういった事についても、我々も農業委員以外の活動の中で声を大にして言って行きたいと思います。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

農地パトロールを毎年していただいて、多少なりとも耕作放棄地が減っていると、今から5年くらいは何とか耕作をして行けるのは見えますが、5年経つと10年経った時にどうなるのだろうと、この中で10年経った時に元気で作業できる人は数名しかおいでんだろうと、渡邊委員さんは筆頭で頑張ってくれるのではないかと思いますので、そうかと言っても本人がやられる事にも力に限りがございます。

すので、そういった事も含めて先程池田委員さんが心配されていた国の土地、特に農地は国土の保全に繋がっていきますので、耕作放棄地にならないように少しでも保全管理のテーマでも頑張ってください、環境をよくする、地域でお話をされたり、相談を受けたりする中でも更に農業委員として、推進委員としてお力添えをいただきたいと思えます。

以上をもちまして、第30回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員